

No. 1847

2019.9.30

毎週月曜日発行

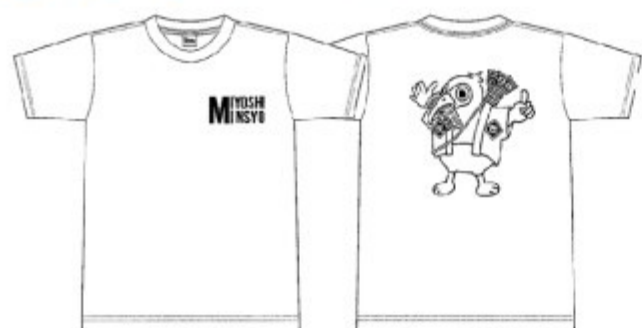
明日から消費税(増)みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
大北以
miyosiminsyo@w41.tiki.ne.jp

秋の運動、実施中！消費税増税をはね返そう！

色々な取り組みに参加して、会員・読者を増やしましょう！

限定販売中！みんなちゃんTシャツ



S・M・L・LL・XLの5種類
(白と黒) **2,700円**

三次民商で売ってます。
買って着てもらっただけで行動になります。

映像宣伝！

●9月2日から、三次郵便局(本局)に設置されている映像ビジョンに、三次民商の宣伝が流れています。

三次郵便局に来局の際には、観て、広めて、拡大につなげましょう！



三次民商事務所内も横断幕を掲げ、拡大モード一色に。
さあ、拡大で消費税増税を吹っ飛ばそう！

目標は会員20名 読者100名



三次民商のパンフレット。置いていただけるところ大募集！

三次民商のパンフレットができました。！！

パンフレットを25セットを店頭においていただけるところ大募集中です。

9月19日には、第1弾として、役員5人が集まり、「パンフレット置いてくれませんか？」行動を行いました。

今回は、主に飲食業者の会員に訪問し、置いてもらうことができました。

まだまだありますので、店頭においていただける方は役員か民商事務所まで連絡をください。(只今、25件設置中)



超特大ポスター。貼っていただけるところ大募集！



このたび、広島県連に導入された大判プリンターを利用して、三次民商の超特大ポスターを作製しました。

タテ85cm、ヨコ63cmです。このポスターを貼っていただけるところ大募集中です。インパクト大です。(このポスターでお客が増えるかも)

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 三次 (0824) 62-3535 FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

続けているからこそ、和やかな懇談に

広島みどり信金へ申入れ

9月17日、三次民商と庄原民商は、広島みどり信用金庫本店（庄原市）へ交渉、申入れを行い、三次民商から、山田常任理事、藤井共済副理事長、作田事務局長が参加しました。

広島みどり信用金庫からは、畠山本店営業部長と久保本店営業部長代理に correspond してもらいました。

県北の地域に根ざしておられる、広島みどり信金さん。中小業者とは切っても切りはなせない関係を強調されました。

ニーズに合った迅速な資金供給については、「当然と捉えています。赤字であっても、事情をお聞きして、代表

県北地域を思う気持ちは一緒



消費税増税についても意見交換

増税に伴う中小業者への資金繰り支援については、「資金繰り支援は当然と捉えています。言ってもらえれば、返済負担が増えないように一生懸命取り組んでいきます。また、営業担当にも目標を持たせて、訪問活動を強化していきます」と中小業者に寄り添った回答をいただきました。

消費税増税で、島根県の方がインバウンドにより、キャッシュレス化が進んでいるそうです。ただ広島県北部では、まだまだ進んでいるとは全然言えず、対応できない中小業者に、こうしたアドバイス（支援）をしてほしいことと、金融支援制度の学習会を要望しました。

消費税増税への対応については、要望項目どおりに対応していると回答をいただきました。長年、行っている交渉とあって、終始、和やかな懇談となりました。

令和1・2年度 競争入札参加資格審査の追加申請受け付け

三次市が発注する「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」「物品購入、修繕及び役務の提供等業務」の競争入札に参加を希望される方の追加申請の受け付けが始まります。

- 申請期間 10月7日(月)～10月11日(金) 9時～12時、13時～16時
- 申請場所 三次市役所財政課契約係
【注】申請書類は持参のみ(郵送不可)
- 有効期間 資格認定日～令和2年度末日

平成29・30・令和1年度 小規模修繕契約希望者登録制度の追加申請受け付け

三次市が発注する「小規模な修繕工事や役務の提供業務の請負契約」を希望される方

- 申請期間 10月7日(月)～10月11日(金) 9時～12時、13時～16時
- 申請場所 三次市役所財政課契約係
所定の申請書と添付書類を提出
- 有効期間 資格認定日～令和1年度末日

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は
令和元年10月1日から

時間額 **871** 円です。

(令和元年9月30日までは、844円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 特約手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び休業日の増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次 (0824) 62-3535
 FAX (0824) 62-1654